

# 「時間外労働・休日労働に関する協定」 の届出を忘れていませんか。

「時間外労働・休日労働に関する協定」には有効期間が設定されており、少なくとも年に1回の更新(締結・届出)が必要です。

労働基準法においては、法定労働時間を超えて、また休日に労働させることは原則として、「禁止」されています。この規定に違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

## 【法定労働時間及び休日について】

- ・休憩時間を除いて、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。

従業員の方に法定労働時間を超えて、また休日に働いてもらうためには、「時間外労働・休日労働に関する協定」(以下、「協定」という。)を書面によって締結し、事前に管轄の労働基準監督署へ提出しなければなりません。

「協定は締結していないが、きちんと残業代を支払っているので、大丈夫だ！」と思われる経営者の方がいらっしゃるかもしれませんが、そもそも協定を締結し、提出することなく、時間外又は休日に労働させることはできません。

もちろん、協定を締結・提出するだけでなく、就業規則等において、時間外労働・休日労働を命じることができる旨をあらかじめ定めておくことが必要であり、また時間外労働・休日労働に対しては割増賃金を支払わなければならないことにも、ご注意ください。

※ 就業規則についても点検していただき、管轄の労働基準監督署への届出等をお願いします。

詳しくは、徳島労働局労働基準部監督課 (TEL088-652-9163)  
又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



徳島労働基準監督署 : 088-622-8138  
鳴門労働基準監督署 : 088-686-5164

三好労働基準監督署 : 0883-72-1105  
阿南労働基準監督署 : 0884-22-0890

様式は、最寄りの労働基準監督署でお配りしているほか  
徳島労働局ホームページからもダウンロードできます。

<http://tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

こちらを[クリック](#)してください。



## 記入例

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			期間
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場			〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1か月(毎月1日)	1年(4月1日)		
① 下記に該当しない労働者	臨時的受注、納期変更 月末の決算事務	検査	10人	1日8時間	3時間	3.0時間	2.50時間	平成〇年4月1日から1年間
		経理	5人	同上	4時間	2.0時間	2.00時間	同上
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時的受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	2.0時間	2.00時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時的受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3 月 15 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 検査課主任  
氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

職名 工場長  
氏名 田中太郎

平成〇年 3 月 20 日

〇〇労働基準監督署長殿

代表者は適切な方法で選出してください。  
自署又は記名押印をお願いします。

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。
  - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
  - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3か月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3か月を超える变形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。